

# 長崎保険医新聞

発行所  
長崎県保険医協会  
長崎市恵美須町2-3-2 F  
電話 095(825)3829  
FAX 095(825)3893  
Eメール nagasaki-hok@doc-net.or.jp  
発行人 本田孝也  
定価 1部 250円  
年間 3,000円

## 主な記事

- 1 長崎県保険医協会 会長に本田協会会長を再任……………2面
- 2 患者の希望による長期取組品の処方 寺に対する新たな患者負担……………4面
- 3 眼科研究会報告 野村組織小手術と注意すべき軟組織疾患……………5面
- 4 休険医年金追加普及が切迫……………6面

# "被爆体験者"は被爆者

## 本田会長 厚労省に29,000筆の署名提出



全国から寄せられた署名を手渡しする本田会長 (右から2人目)

## 広島判決に沿った政治的な解決求める

9月19日、協会は、9月9日の被爆体験者訴訟長崎地裁判決を受け、厚生労働省に控訴しないこと、政治的解決を行うことを強く求めました。厚生労働省からは田邊謙太郎地域保健企画官が対応し、山田勝彦衆議院議員(立憲・長崎3区)の仲介で実現しました。本田会長、鶴留事務局長が出席し、保団連の天谷静雄副会長も出席しました。はじめに、6月末から全国に呼びかけて取り組んだ「被爆体験者を被爆者と認め被爆者健康手帳を交付するよう求める署名」2万8056筆と、「被爆体験者訴訟の勝訴原告を控訴せず、被爆者



ロビーでのぶら下がり取材

## 県・市は15人の勝訴原告を控訴

### 世論を無視した暴挙は許されない

【抗議声明】  
協会は、原告15名に被爆者健康手帳の交付を命じた長崎地裁判決に控訴すると発表した。9月24日に抗議声明を発売しました。首相・厚労相・長崎県知事・

長崎市長・県選出国会議員に送付し、被爆体験者に寄り添わない行政を厳しく批判しました。8月9日、首相は被爆体験者と初めて面談し「政府として早急に課題を合理的に解決できるよう、厚労大臣に具体的な対応策を調整するよう指示を致します」と明言しておきながら、解決は早急どころか遠い未来に先延ばしする控訴という手段を選択しました。政府が示す対応策として、「現行の事業を抜本的に見直し、精神疾患の発症は要件とせず、幅広い一般的な疾病について被爆者と同等の医療費助成を行う事業の創設」は聞こえはよいが、現制度とほとんど同じであることから、理解を求めました。

## これからどうなる私たちの保険証

### オンライン学習会にご参加ください

政府は12月2日に保険証を廃止し、マイナカードに一本化しようとしています。しかし、多くの方が不安と懸念を訴えています。私たちは、マイナ保険証に反対しているのではなく、義務ではないマイナ保険証を事実上、強制とする行為に反対しています。当日は経済評論家の荻原博子氏の講演のほか、協会より医療機関窓口での苦勞や、簡単にならずに済むことができてしまいうオンライン資格確認の実態についても報告いたします。今後の保険証の行方について、一緒に考えてみませんか！ス タッフや患者さんにもお声かけください。

**ちょっと待った! マイナ保険証 オンライン学習会**

政府は12月2日に保険証を廃止し、マイナカードに一本化しようとしています。しかし、多くの方が不安と懸念を訴えています。私たちは、マイナ保険証に反対しているのではなく、義務ではないマイナ保険証を事実上、強制とする行為に反対しています。当日は荻原博子氏の講演のほか、協会より医療機関窓口での苦勞や、簡単にならずに済むことができてしまいうオンライン資格確認の実態についても報告いたします。今後の保険証の行方について、一緒に考えてみませんか！

**講師** 荻原 博子氏

**日時** 2024年10月28日(月) 19:30~21:00

**開催方法** Zoomウェビナー

**参加申込み** 協会ホームページから下記の手順でお申し込みください。

- 1 長崎県保険医協会
- 2 トップページ→「News & Topics」→「荻原博子氏講演」を選択してください。
- 3 申込みフォームに移動します。必要事項を入力し、登録内容をお確かめのうえ「参加」をクリックしてお申し込みください。
- 4 入力したメールアドレス宛に自動返信メールが届きます。このメールが届いたら申込み完了です。

※お申込み後、5分以内メールが届かない場合は入力間違いの可能性がります。解決しない場合は、協会事務局にお問い合わせください。

お問い合わせ先 長崎県保険医協会 協会HPはこちら  
〒850-0056 長崎市恵美須町2-3-2 フォクス生命ビル2F TEL 095-825-3829

## 無影燈

今年8月14日の長崎新聞に障害者50000人解雇や退職の見出しで記事が出ていた。一般人にはほとんど内容がわからぬ。これも社会保障削減の一つである。今年度は医療・介護の改定とともに障害福祉の改定もあつた。医療は公式には0.88%の増加とされているが、実際はマイナス改定であつた。記事に戻ると今次改定で収支の悪いA型事業所すなわち収入の減る事業所が閉鎖され、利用者すなわち障害者が解雇されたというものだ。適正でない事業者のせいではなく、悪くないのに突然解雇されたという事になる。障害者の働く場所はA型とB型がある。A型は、一般企業などで働くことが困難な障害者で、事業所と雇用契約を結んだ上で最低賃金が保証されて働くことができる。一方、B型は比較的高度の障害者で、雇用契約を結ばずに障害者や体調にあわせて自分のペースで利用できることとされているが、障害の程度が高度のためA型で働けない人が利用する。今回解雇された人たちは仕事を失うか、より収入の低いB型で働くしかなく、セーフティネットの縮小である。各市町は平成18年に当時の障害者自立支援法により介護保険に準じて1~6に区分して障害者を認定してきた。この人たちの仕事を奪う今次改定は、医療と同じ社会保障の削減税金は高くても保証は低いとはあまりの行政のやり方である。

# 今年もやります！ いい歯デー「クイズ&アンケート」

## 懸賞付き応募ハガキの配布にご協力下さい

協会は11月8日の「いい歯デー」の企画として、

10月11日～11月30日まで長崎県内在住の方を対象とした「いい歯デークイズ&アンケート」を実施します。

開業医の先生方には本紙に応募ハガキのチラシ(別掲)を同封していただきますので、患者さんへの配布にご協力をお願いいたします。

正解者の中から抽選で、1等・1万円、2等・5千円、3等・QUOカード



ド(千円分)をプレゼントします。

追加で配布いただける場合は、協会事務局までご連絡ください。

なお、歯科医療に対する県民の声も集めて、県選出国会議員やマスコミに資料として提出予定です。協会ホームページにもチラシを掲載しています。FAX、Eメールでの応募もできますので、ご活用ください。



訴える渡邊常任理事

### 社会保障制度の充実をいのちをまもるてつ

#### 渡邊常任理事が医療

9月25日、長崎市鉄橋(浜町アーケード入口)にて、協会が加盟する県社保協主催の「いのちをまもるてつばし行動」が行われ、50人が参加しました。協会からは渡邊常任理事のほか、8人が参加しました。

冒頭、医療・社会保障の削減を推し進める政府



診療報酬引き上げなども訴えたりレートルーク



批判し、厳しき療や介護現場、改善訴える

そして国民生活の改善のためには軍拡よりも、社会保障の充実が必要」とアピールしました。

次に、リレートルークが行われ、医療や介護の現場、労働組合、女性・年金者団体などから、社会保障費削減によって、起こっている問題を訴えました。

その中で、渡邊常任理事がマイクを片手に、歯科衛生士や歯科技工士の確保が困難、養成校が入学定員割れするなどの深刻な状況を説明し、開業医の高齢化により、第一線医療を担う開業医が減少していること、低医療費政策によって、フリーアクセスが阻害され、患者負担も増えていることを説明しながら、診療報酬の引き上げの必要性を強調し、通行人や商店街

で働く人々に理解を求めました。

リレートルークの後、浜町アーケード内でパレードを行い、「保険証を

### 低マイナ保険利用率は療担違反 意図的にマイナ保険証での受診を妨げた場合が該当

去る8月30日の社会保障審議会において、「マイナ保険証の利用実績が著しく低い医療機関の中には、患者がマイナ保険証を使う機会を奪っているものも考えられ、その場合には、療担規則違反となる恐れがある」と指摘しました。

これに対し、保団連は9月26日に、厚労省保険局医療課課長補佐の富澤直嗣氏らと懇談

療機関でトラブルが生じることが予測される、カードリーダーの不具合によりマイナ保険証による資格確認等が行えず、保険証等での資格確認を行う医療機関については療担規則違反ではないことを明言し、地方厚生局が個別に医療機関に対し、利用促進の参加・協力の「働きかけ」を行うとされていますが、これらは「任意」であり、対応しないことによる行政からの不利益な対応も存在しないとの回答もありました。

声高く、通行人に訴えま

## 論点

9月23日 日立憲民主党は野田住彦元首相を新しい党代表に選出する可能性が高いつま、マスコミはこぞつて自民党の関心は誰が新総裁になれば野田氏と戦えるかという点に移ってきたと報じた。

そして、実際に野田新代表が誕生した後は、甘んじてはいけな

### 自由民主党総裁選に思う

野田氏が新代表に選ばれる可能性が高いつま、マスコミはこぞつて自民党の関心は誰が新総裁になれば野田氏と戦えるかという点に移ってきたと報じた。

そして、実際に野田新代表が誕生した後は、甘んじてはいけな

に(2024年9月23日)読売新聞オンライン、自民党内では解散の時期や立憲民主党に中道保守層が取り込まれかねないといった危機感がついついあるよう

うだ。そして、何よりの一連の動きを見ると、実はこの選挙がこれからの日本の舵取りを誰に任せるのかを決めることになるのだといつた重要なことを脇に置いて、考えすぎだろうか。あくまでも自民党の総

裁を選ぶ選挙。当然自民党投票権も、言ってしまうと、ないわけにはいかない。内閣総理大臣は誰か、マ

たが、現実総裁が新し

大臣になる。唯実である。スコミを通

れる内容は一般党員の

るか、国

はどうか、

か決選投票

選ばれるの

「競馬や

スバリの着

り、私たち

の関心もそ

ている。も

論会での発

状況を生んで

はよく指摘されることではあり、こうした機会にこそ、そこは改めて反省せねばならないのではないか。

この記事が皆さんのお手元に届く頃には、自民党の新総裁が決まり、日本の新たな方向性が示されているであろう。その後、議院の解散そして総選挙で、今度は私たち自身が投票の権利をもつてこの国の将来を考えねばならない。一人ひとりの責任は決して軽くはない。

(副会長：櫻川浩一郎)

### 常任理事会だより

#### マイナ保険証問題や総選挙への対応で議論

9月10日に行い、役員11人が出席した。情勢討議では、自民党総裁選報道が過熱する中、国民との感覚のずれが大きいことを危惧する意見が出された。医療運動では、近く総選挙が行われる見通しから、立候補予定者に対する医療問題等アンケート等に取り組むこと、マイナ保険証問題でのオンライン学習会を行うこと、10月からの長期取組品の選定療養化への対応などについて議論したほか、今秋に実施する医療・

療機関でトラブルが生じることが予測される、カードリーダーの不具合によりマイナ保険証による資格確認等が行えず、保険証等での資格確認を行う医療機関については療担規則違反ではないことを明言し、地方厚生局が個別に医療機関に対し、利用促進の参加・協力の「働きかけ」を行うとされていますが、これらは「任意」であり、対応しないことによる行政からの不利益な対応も存在しないとの回答もありました。

声高く、通行人に訴え

# 働く世代の帯状疱疹の予防 市民公開講演会に62人

渡辺大輔先生 (愛知医科大学皮膚科学教授) が講演



会場で聴講する参加者 (円内は講師の渡辺大輔先生)

8月24日、市民公開講演会「50歳を超えた方は知っておきたい 帯状疱疹とその予防について」が開催された。62名(会場29名、WEB33名)の参加があり、この疾患に対する関心の高さがうかがえた。講師は愛知医科大学皮膚科学教授の渡辺大輔先生。帯状疱疹に関する分野での第一人者である。以下、講演会の要旨を紹介する。帯状疱疹は水痘・帯状疱疹ウイルスで起こる(口唇に

できる単純ヘルペスとは異なる)。水ぼうそう初感染後に体内の神経節に潜伏していたウイルスが、免疫力低下の際に再活性化して帯状疱疹を生じる。日本人の90%以上はこのウイルスを持っているとされ、誰でも発症し得る疾病である(50歳以上では1年間に100人に1人が発症)。まず疼痛が出現し、片側の支配神経節領域に一致した有痛性の紅斑・水疱ができる。顔面神経麻痺などの合併症を生じることもあり、早めの治療が重要。問題なのは痛みが続くこと(帯状疱疹後神経痛PHN)。疼痛は約半数

が発症すが、3カ月後で12%は残っている。なり、50歳以上では約3割、80歳以上では約4割が残り、1年を過ぎると半数以上は消失する。ワクチンには生ワクチンとサブユニットワクチン(不活化ワクチン)がある。生ワクチンでは発症予防効果が60歳以上で約半数にとどまり8年程度で効果が消失するが、サブユニットワクチンでは50歳以上の有効率は95%を越え、10年目でも80%以上の予防効果が維持されている。問題点としては、副反応がやや強いことと高価であること。自治体によってはワクチン接種に公費助成があるが、長崎県内ではまだ3自治体にとどまっている。国は帯状疱疹ワクチンの定期接種化の方針であり、今後に期待したい。

櫻川浩一郎記

## 支部の発案で10/28に「マイナ保険証」オンライン学習会

東北支部ニュース「さいかい」8月号はご覧になっていただけ、噂されていたが、たてしように。冒頭は、地方独立行政法人長崎県立病院機構副理事長、調漸先生の寄稿文でした。平戸市民病院を中心として立ち上げられた、たけし地病院再生支援・教育機構は、20年経った今では、全国から地域医療の研修に集まってきたりしているという、素晴らしい成果が語られていました。

さて、この稿を書いた

10月28日(水)19:30~21:00に実施します。今回は市民公開講演会にもなっていますので、皆さんぜひご視聴ください。

(江頭 毅記)



日下部雅喜氏

## 県社保協定期総会 会長に本田協協会長を再任

### 厳しさを増す介護の現状をテーマに講演

県社会保険推進協議会の第28回定期総会を9月21日に開催し、22人が参加しました。総会では、税や社会保障制度を改善させ、能力に応じて負担し、必要に応じて給付を受ける一仕組みを構築させる取り組みの展開を確認し、自治体キヤラパンや国保改善、

「介護保険制度」改悪の現状と地域の運動課題」講演  
総会後は大阪社会保険推進協議会介護保険対策委員長の日下部雅喜氏を講師に記念講演「介護保険制度」改悪の現状と地域の運動課題」を行いました。日下部氏は、「介護保険は65歳で8割以上が認定を受けていない。認定を受けたいと思えないし、利用上限額も決められている。医療のように自由にかかるとは思えない」と述べ、利用者の介護保険を使つての暮らしが、負担額を軽減して、全国的な運動課題として、一つは、利用者負担



自治体への要請活動などを決定した総会

2倍化、ケアマネジャー有料化、要介護1と2の保険外しを2025年末には結論を出して2027年度実施を目標としているので、これを許さない運動が必要。二つ目に、介護報酬はマイナス改定が続く、処遇改善が十分分なため、ヘルパーのうち4割が65歳以上。10年前は8%の訪問介護の引き下げで、再改定が、また、事業計画の倒産が、再改定を求めていること訴えました。県内の介護保険を再改定を求めていること訴えました。県内の介護保険を再改定を求めていること訴えました。

## 催しのご案内

### 【スタッフ向けセミナー】

その対応大丈夫?もしクレームになったら...  
クレーム対応の基本と対策

と き 10月22日(火) 19:30~21:00  
対象 会員、スタッフなど  
講師 佐竹桂子氏(福岡市・ケイズオフィス代表/医療専門接遇講師)  
形式 Zoomウェビナーによるオンライン(Web限定)

### 【菜の花会第67回例会】

長崎歴史散歩 - 坂本国際墓地に眠る異国の人々

と き 11月6日(水) 10:00~12:30  
対象 会員・会員家族・スタッフ  
集合 坂本国際墓地(現地 9:50)  
講師 プライアン・パークガフニ氏(長崎総合科学大学名誉教授、グラバー園名誉園長)

申込締切 10月30日(水)  
参加費 500円(当日徴収)

会場参加希望の先生は、FAX・TELで協会までお申込みください。WEB参加希望の先生は、下記の手順でお申込みください(原則事前申込)。

- ①協会ホームページ右上のタブ「会員ページ」にカーソルを合わせる。
- ②下に出てくる「オンライン配信サービス」をクリックする。
- ③視聴を希望するセミナーの申し込みフォームに必要事項を入力し、送信ボタンを押す。

※数分後にメールにてURLをご案内いたします。その他の催しについては、同封の「保険医協会行事案内」をご覧ください。

医科・歯科共通

今年10月1日処方分より実施

# 患者の希望による長期収載品の処方等 に対する新たな患者負担

患者の希望により長期収載品（後発医薬品のある先発医薬品のことであり、バイオ医薬品を除く）の処方を行った場合、薬剤料の一部を健康保険の対象から外し、その分を「特別の料金」として患者から徴収する仕組み（「長期収載品の選定療養」）が、今年10月より導入されました。選定療養の対象となる長期収載品は厚生労働省がホームページ上で公表しています。対象薬剤の取扱いのある医療機関は下記の内容をご確認下さい。

## 1. 長期収載品（後発医薬品のある先発医薬品）とは何か？

- ◇長期収載品とは、以下の①または②に該当するものを指す。具体的な品名については、厚生労働省がホームページ上で公表している。
  - ①後発医薬品が初めて薬価基準に収載されてから5年を経過した品目
  - ②後発医薬品の置換え率が50%以上であるもの

## 2. 長期収載品の選定療養（新たな患者負担）の概要

- ◇患者の希望により長期収載品の処方等が行われた場合、薬剤料の「長期収載品と後発医薬品の価格差の4分の1」が、新たな患者負担とされる。
- ◇院内処方等の場合は医療機関・院外処方の場合は薬局が、薬剤料の「価格差の4分の1」に消費税を加えた金額を、保険外負担（自費扱い）として患者から徴収する。
  - ※今回の新たな患者負担分は、公費負担医療の対象とはならない。
- ◇対象となるのは、入院外の「投薬」・医科における「在宅医療」において処方・投与した長期収載品（薬剤料）である。
  - ※薬剤料のみが対象であり、調剤料や処方料、処方箋料等は通常通り。
- ◇以下のアまたはイに該当する場合は、今回の仕組みの対象とはならない（新たな患者負担は生じない）。
  - ア 医師・歯科医師が、長期収載品の処方等が「医療上の必要がある」と認めた場合（院外処方の場合は、処方箋の「変更不可（医療上必要）」欄に「レ」または「×」を記載した場合）。
  - イ 後発医薬品の在庫状況等を踏まえ、医療機関・薬局で後発医薬品を提供することが困難な場合。
- ◇入院患者（退院時処方を含む）に処方を行った長期収載品は対象外。
- ◇入院外の患者で検査、処置、手術等に使用した長期収載品は対象外。
- ◇後発医薬品の処方等に患者が同意している場合は、今回の仕組みの対象とはならない。

期収載品を選択することは含まれない。

【摘要欄コード】820101323

- ◇上記2の「イ 後発医薬品の在庫状況等を踏まえ、医療機関・薬局で後発医薬品を提供することが困難な場合」に該当する場合は、レセプトの「摘要」欄にその理由（コード）を記載する。

【摘要欄コード】820101324

## 4. 患者の希望による長期収載品の処方等の場合のレセプト・処方箋記載

（院内処方等の場合のレセプト記載）

- ◇対象医薬品名の後に「(選)」を記載し、所定単位につき、選定療養に係る額を除いた薬価を用いて算出した点数を記載する。

【記載例】 ●●●錠 (選) 1錠

△△△錠 1錠 17×5

（院外処方の場合の処方箋記載）

- ◇処方箋の「患者希望」欄に「レ」または「×」を医薬品ごとに記載する。

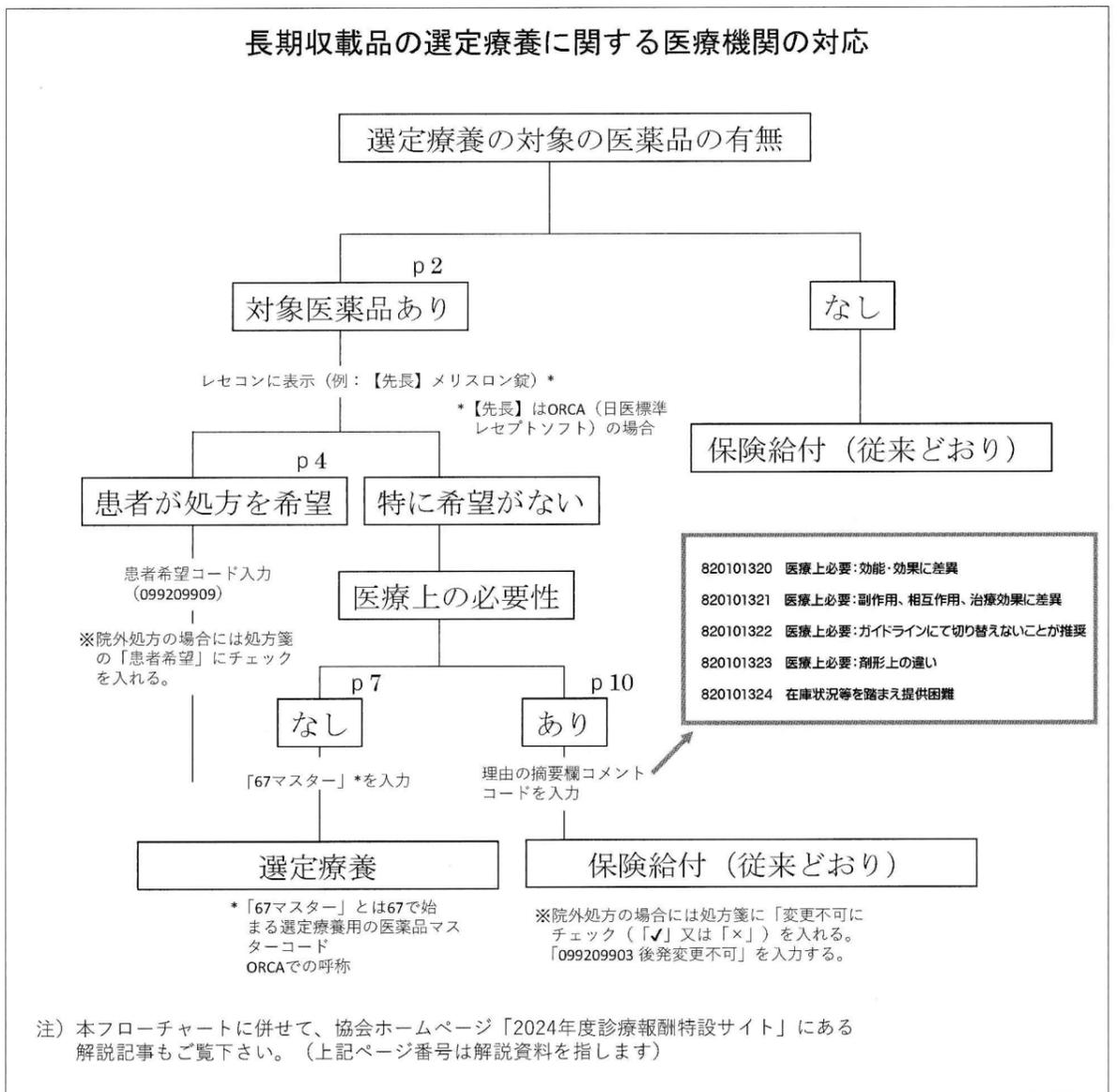
## 5. 院内掲示ほか

- ◇長期収載品の処方等を行おうとする医療機関は、今回の制度（仕組み）の趣旨及び「特別の料金」についての院内掲示が求められる。
  - ※厚生労働省ホームページにて掲示ポスター・案内チラシが示されている。
- ◇掲示事項については、原則として、ウェブサイトにも掲載することが求められる（2025年5月31日までの経過措置あり）。自ら管理するホームページ等を有しない医療機関は、この限りではない。
- ◇長期収載品の選定療養については、厚生労働省の「保険外併用療養費に係る報告」の対象とはされていない。

## 3. 「医療上の必要がある」場合等とレセプト「摘要」欄への記載

- ◇上記2のアにある「医療上の必要がある」場合として、次の4つが示されている。該当する場合は、レセプトの「摘要」欄にその理由（コード）を記載する（処方箋を交付する場合（院外処方の場合）も、該当する場合はレセプト記載が求められる）。
- ① 長期収載品と後発医薬品で薬事上承認された効能・効果に差異がある場合であって、当該患者の疾病に対する治療において長期収載品を処方等する医療上の必要があると医師等が判断する場合。
  - 【摘要欄コード】820101320
- ② 当該患者が後発医薬品を使用した際に、副作用や、他の医薬品との飲み合わせによる相互作用、先発医薬品との間で治療効果に差異があったと医師等が判断する場合であって、安全性の観点等から長期収載品の処方等をする医療上の必要があると判断する場合。
  - 【摘要欄コード】820101321
- ③ 学会が作成しているガイドラインにおいて、長期収載品を使用している患者について後発医薬品へ切り替えないことが推奨されており、それを踏まえ、医師等が長期収載品を処方等する医療上の必要があると判断する場合。
  - 【摘要欄コード】8201013212
- ④ 後発医薬品の剤形では飲みにくい、吸湿性により一包化できないなど、剤形上の違いにより、長期収載品を処方等する医療上の必要があると判断する場合。ただし、単に剤形の好みによって長

## 長期収載品の選定療養に関する医療機関の対応





### 保険医年金の上手な受け取り方

最近、「そろそろ保険医年金の受け取りを考えている」という先生が増えています。保険医年金の上手な受け取り方について、よくある質問にお答えします。

- 年金に加入しているが、受け取り方の種類は？  
「一時金」受給と「年金」受給の2種類です。「年金」の受給方法は10・15年定額型確定年金、15・20年通増型確定年金の4種類からお選びいただけます。
- いつから「年金」受給できる？  
年齢に関係なく、加入期間5年以上であれば、いつからでも受け取り可能です。
- いつまで掛け続けられる？  
満80歳到達直後の9月1日が満期です。事前に保険医協会から文書でご案内します。
- 「年金」として受け取るのはいつからがよいか？  
年金を受給されると、他の所得との合算になり、高い税率で所得税がかかることがあります。収入が少なくなってから受け取った方が税制上有利です。
- 毎月の年金受給額をもう少し増やしたいが？  
受給を開始する前なら、「掛金一時払」または「掛金一括払」制度をご利用いただけます。
- 利息部分が大きくなり、税金が高いので上手な受け取り方はないか？  
一部を「一時金」で受け取り、残りを年金受給することはできます(ただし、加入者が生存中に受け取る場合に限り)。)
- 年金受給中に受給者が死亡したら？  
継続受取人に、引き続き残りの期間を受け取っていたか、または「一時金」として残額を一括して受け取っていただくことになります。

現在の積立状況や試算表をご提示することもできますので、事務局までご相談ください。また、顧問税理士に上手な受け取り方を相談できる「保険医年金受け取り方相談会」(1枠30分・無料)を12月12日(木)14:00~16:00に開催しますので、お申込ください。

### 共済だより

お問い合わせは ☎095(825)3829

## 保険医年金追加普及、切迫る！

### 教育ローン金利優遇キャンペーンも今月末まで

■普及&切迫る  
追加普及中の「保険医年金」の締切が近づきました。新規のご加入や増額などをご検討の先生は、

この機会にお申し込み下さい。

- ◆締切日・10月25日(金)
- ◆効力発生日・2025年1月1日(水)
- ◆加入資格・当会会員で加入日現在健康で正常に就業されている満74歳までの方。
- ◆加入者証の発行  
今年(2024)の4~6月に保険医年金にご加入(増口を含む)された方の加入者証は、10月中旬から生保担当者がお届けしています。11月末までにお手元に届かない場合、協会事務局までご連絡下さい。

■「積立金通知書」の送付  
保険医年金加入者へ毎年お届けしている「積立金通知書」は10月下旬に送付されます。内容は今年8月末日現在の積立額となっております。控除証明書として使えるほか、

増口や受給のご検討の際にも参考資料になりますので、そのまま一年間保管下さい。なお、申し込みが大樹生命以外の生保会社を通しての加入の場合でも、幹事会社である大樹生命の本社から直送されます。

■募集受付中  
締切日・12月31日(火)  
効力発生日・2025年4月1日(火)  
◆加入資格・以下をすべて満たす方。  
①当会の会員であること  
②60歳未満であること(昭和40年10月2日以降生まれの方)  
③週4日以上かつ週16時間以上業務に従事していること  
④加入日現在、健康であること

込でできます。また、過去に給付を受けたことがある現加入者も増口申込できます。

■信金deサポート  
教育ローンの金利1.35%キャンペーン今月末まで  
岩永進昭先生  
長崎市・内科  
滑石まごころクリニック  
岩永永内科  
馬場唯之先生  
佐保保乳腺B・Bクリニック

伊万里各信用金庫と提携した、長崎県保険医協会会員専用ローンです。大好評の教育ローンキャンペーンもいよいよ今月末までとなりました。ご検討中の先生は是非お申込みください。そのほか、人気のマイカーローン(固定1.45%)など、低金利が魅力のローンを豊富に揃えています。お気軽にご相談下さい。お手続きが必要ですので、協会共済部までご連絡ください。

### 今月の新入会

【9月1日~9月30日】

協会会員数 (9月1日現在)

医科	1,175人
歯科	679人
合計	1,854人

勤務先の変更やそれに伴う自宅住所、電話番号等の変更がございましたら、お早めに協会事務局までご連絡をお願いいたします。

### 訃報

謹んでご冥福をお祈り申し上げます

大久保洋先生  
9月2日御逝去  
享年57歳  
長崎市・千綿病院

亀田純輔先生  
9月23日御逝去  
享年82歳  
長崎市・亀田純輔歯科医院

### 雑感

競馬でどの馬が勝つかを予想する時、やっぱり血統には注意している気がします。母父ディープインパクトだから走るだろう、とか、父がロードカナロアだから短距離に強いのでは、とかその程度ですけれどね。でも競馬ってそんなに単純なものではなくて、馬の体調や騎手の判断、レース展開や馬場状態など、いろいろ要素で決まるので馬券が外れることも圧倒的に多いですよ(笑)。あつ、そういえば、この間の9頭立ての国内重要GIレース、古馬のサシが決まり、ハナ差の勝利でした。こちらのレースも、その勝因は血統よりもレースの展開が向いたという感じでしたかね。

(新聞広報部・右)

### 税務・人事労務ワンポイント(424)

## 税務調査の季節

税理士 嶋 賢治

例年このころは税務署の調査が本格化するシーズンです。税務署の事務年度は、協会の事業年度と同じ7月から6月までなので、職員の間で落ち着いたこのころから本格的な調査の始まりとなるのでしよう。

かなり昔のことですが、「マルサの女」という映画がヒットして、署の調査が本格化するシーズンです。税務署の事務年度は、協会の事業年度と同じ7月から6月までなので、職員の間で落ち着いたこのころから本格的な調査の始まりとなるのでしよう。

「マルサの女」という映画がヒットして、署の調査が本格化するシーズンです。税務署の事務年度は、協会の事業年度と同じ7月から6月までなので、職員の間で落ち着いたこのころから本格的な調査の始まりとなるのでしよう。

「マルサの女」という映画がヒットして、署の調査が本格化するシーズンです。税務署の事務年度は、協会の事業年度と同じ7月から6月までなので、職員の間で落ち着いたこのころから本格的な調査の始まりとなるのでしよう。

税務・人事労務ワンポイント

バックナンバーを協会ホームページで公開中



https://www.vidro.gr.jp/one\_point/